

<研究論文>

「アクティブ」化を追求した授業における学力形成の実践的検討（２） ～アーギュメンテーションの活性化めざしたを社会系教科授業の場合～

蒼下 和敬

(現職教員研修員・山口県立響高等学校)

0. はじめに

「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者」の育成(教基本法第1条)をめざして行われる教育活動のうち、社会系教科が責務を負う具体的な領域は、「社会認識の形成を通して市民的資質を育成する」ことである。まずは、社会に生きる市民として必要な資質の土台となる、社会に関する知識やみ方考え方の育成を保証することが求められている。

このためには、まずは学習者である生徒に、学びを実感させ、前向きな態度で臨ませるような授業を展開しなければならない。こうした課題意識に対応する方法の一つとして「アクティブラーニング」が注目されている。現在、校種や教科を問わず教育に携わる様々な立場から「アクティブラーニング」についての実践や研究が報告されている。

社会系教科でも、朝長(2013)*1や榊永(2015)*2など、知名度が高く話題性にも富んだ実践が展開されている。一方で、社会系教科において「アクティブラーニング」を実践した場合の効果を検証したものは、佐賀県教育センターのプロジェクト研究(2013)や荒井(2015)の実践などがあるが、学習者の印象や感想をアンケートで書かせて考察したものが多い。学習者が身につけた学力を評価するという観点から考察したものは他教科と比べても少ない。筆者は、授業の見た目の活性化や生徒の印象の分析だけではなく、授業によってどのような社会認識が形成され、またどのような認識形成が弱かったのかを分析する必要があると感じ、今回考察することとした。

本稿では、「アクティブラーニング」の中でも実践数が多く、アーギュメンテーションによって言語活動の充実をめざした授業の一形態である模擬裁判を取り入れて計画・実践・評価・考察し、学習者にどのような社会認識が形成されたかについて検討する。

1. 研究全体の目的

学力試験による大学入試を受験する生徒がほぼいない高等学校における社会系教科の授業で、生徒を集中して学習に取り組ませて社会認識の成長を保證する指導法のあり方について、「言語活動の充実」「アクティブラーニング」など現在注目されている諸指導方法を試験的に実践し、「学んだ内容の定着」に着眼して比較・検討しながら考察する。

2. 研究の方法

本研究は、二稿に分けて報告する。本稿は（２）第二稿である。

（１）第一稿(前稿)では、筆者らが従来から日常的に実践してきた科学的探求のプロセスによって社会的事象の背景を探求する授業を、研究対象として改めて計画し直して実践し、他の実践法と比較するための基準となるデータを得る。

（２）第二稿(本稿)では、議論型・ディベート型による授業の一つを、第一稿と同一の学習者を対象に実践し、学習者・参観者の感想や意見、評価問題によって得られる授業内容の定着度についてのデータなどを、第一稿と比較しつつ特徴を明らかにする。

3. 考察

3. 1. 「アクティブラーニング」について

「アクティブラーニング」は、「もともとは大学の授業で使われている用語」（渡辺、2014）であり、文部科学省(2012)では「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」と定義している。

高校教育の現場においても徐々に「教師による一方向的な講義形式の授業ではなく、グループワークやディスカッションなど生徒の能動的な学習への参加を取り入れた授業法のこと」（ベネッセ、2013）として認知されつつある。

冒頭で紹介した朝長(2013)の実践*¹ はペアワークの手法を、梶永(2015)*² の実践はグループディスカッションやディベートの手法を応用したものである。これらの実践は「アクティブラーニング」という枠組みでは先進的事例として取り上げられるが、例えばディベートでみると、佐長(1997)による理論研究や佐賀県教育センタープロジェクト研究(2013-14)の実践研究など、すでにかんがりの蓄積が見られる。この意味で、「アクティブラーニング」という用語は、学習者の学びの主体性を重視した様々な学習指導法の膨大な蓄積を一単語でリフレーミングしたものであると言える。このように、広義の「アクティブラーニング」は、生徒の主体的な学習を意識した指導の全般をさし、ほとんどの授業者は何らかの形で「アクティブラーニング」になるよう日々授業を工夫している。

3. 2. アーギュメンテーションの活性化をめざした授業

本稿では、「アクティブラーニング」のうち、アーギュメンテーションを重視して言語活動を充実させることで、授業のアクティブ化をめざした模擬裁判の授業を実践し検討する。「アーギュメンテーション」とは、「複数の人々が対立した主張について議論に取り組むプロセス」（村津ら、2013）であり、具体的には、「ある立場を支持する考えを正当化したり反論することで、論理的な批判をしている相手に自分の考えを受け入れてくれるように納得させることを目的とした言語的で社会的な活動」（坂本ら、2011）である。模擬裁判は、例えば刑事事件の場合、生徒が検察官役、弁護士役、裁判官役、裁判員役、証人役、被告人役などに分かれることが多い。それぞれの役割の立場から実際の裁判の過程を追体験しながら、異なる立場の意見を聞きつつも、自らの主張を相手に受け入れられるように展開し議論などを重ねていく。この過程のなかで、司法制度についての理解を深めるものである。現在、法教育の一環として、しばしば利用されている手法であり、これまでも、森尻(2005)や田村(2014)など数多くの実践報告がある。また、法曹関係の各団体も盛んに教材開発*³ や出前講座*⁴ などを行っている。しかし、これらの研究や報告、授業提案は、形成された学力の検証にまでは言及されていない。本稿では、多くの実践がある模擬裁判を実践して、どのような学力が身に付いたかを検討したい。

3. 3. 「模擬裁判」による授業の計画と実施

公民科（現代社会）授業記録

- ・対象…高校1年生(第一稿と同一の生徒40名×2クラス) ・実践時期…2015年7月
- ・標題…現代社会>(3)現代の民主政治と政治参加の意義>裁判所と人権保障

- ・主題…「あなたが裁判と向き合うとき」(全2時間)
- ・目標と評価
 - I：法律名・制度名などの個別的情報を把握・理解している。
 - II：法律や制度についての経緯や特徴を説明できる。
 - III：(刑事)司法制度の原則について、その理由や背景を踏まえて説明できる。
 - IV：学習した内容を踏まえて、実際の事例を考察し、合理的根拠をもって説明したり、他の事例について比較しながら説明できる。
- ・授業教具と形式…普通教室にて実施する。前半部は、通常授業の形式をとる。後半部は、模擬裁判(グループ議論や討議)の形態をとる。教科書に準拠した授業者作成プリントを使用し、資料を示す画面と、内容を示す板書をもとに、発問応答を踏まえながら展開する。
- ・本時の主な流れ(T=授業者、S=学習者、Q=発問、A=回答・応答、PPT=プレゼンテーションコンテンツを示す)

	内容と活動	授業者(T)の動き	学習者(S)の動き
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・課題把握 ・授業プリントの配付と素材記事の読み上げ ・本単元の方向性の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリントを配付し、指示する 「今日はまず、ある事件をめぐってつい先日あった裁判の新聞記事(後に掲載)と一緒に読みましょう。私が読むので、皆さんは目で追いながらしっかりと内容を理解してください。この記事をもとに考えを進めます。」 ・プリントの新聞記事(「生活困窮：強制退去の日、娘を殺害」毎日新聞、2015年6月12日)を読み上げる。 ・(Q)「この記事を読んで何を感じましたか。」 ・本時の流れの説明 「今回は裁判制度について具体的な事例をもとに考えます。これから、みんなでこの事件について裁判を行い、実際にクラスとしての判決を出してもらいます。その中で、裁判の制度や人権について理解していきましょう。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリントを受け取る。 ・授業者が読み上げるプリントの新聞記事を目で追いながら読む。必要に応じて印を付けたりする。 ・(A)「気の毒」「お母さんもかわいそう」「殺人はいけない」など複数発言がある。
展開①	<ul style="list-style-type: none"> ・有罪/無罪及び有罪の場合の量刑の考察 ・模擬裁判の役割分担決め作業 ・他の人の考えを見合う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示する「娘を殺してしまったこのお母さんの判決がつい先日出ました。まず、あなたは今の段階で、お母さんはどのような判決になったのか、考えてみましょう。」 ・指示する「黒板に書いた番号リストの好きなところに名前を書いてください。これから役割分担を決めます。」(何の分担はこの段階では言わない) ・指示する「判決の予想と黒板への記入のどちらも終わった人は、周囲の人の判決の予想と見比べてみてください。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・何の資料も見ず自分の頭の中だけで判決の内容を予想して、プリントの記入枠に書き込む。 ・判決の予想を書いたあとで、黒板に記名する。 ・周囲の人と判決の予想を見比べる
展開②	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟制度の理解 ・法廷のようす ・「逮捕」の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明する「きょうの後半部では、先ほどの新聞記事の例をもとにして、実際に裁判を進めてもらいます。裁判にはどういう立場の人が関わり、どういう手順で進められるのか、よく理解しておきましょう。」 ・裁判所の法廷の様子を撮影した写真を画面に表示する。 ・説明する「まず娘を殺害したお母さんはどのようにして身柄を拘束され、どのようにして裁判を受けることになったのか、整理してみましょう。」 ・(Q)「お母さんは誰に捕まったのですか」 ・説明し、板書整理する「警察などによって身柄を拘束されることを『逮捕』といいます。」 ・(Q)「『逮捕』は憲法で認められた、その人の身体を自由を著しく制限します。警察官はそうした権限が認められていますが、誰でも好き勝手に逮捕はできません。あるものが必ず必要です…」 ・(Q)「そう、ドラマとかでおまわりさんが玄関先で疑いをかけられた人に「逮捕する許可が下りたからね」と見せる紙ですね。あれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法廷の様子をみてイメージづくりをする。 ・(A)「警察の人。」 ・(A)「令状」「逮捕状」 ・(A)「警察の偉い上司」「裁判所」

<p>展 開</p> <p>②</p>	<p>・「起訴」の手続き</p> <p>・ 刑事裁判における関係者の役割</p>	<p>は誰が作った紙ですか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (Q) 「正解は裁判所。裁判所が許可しないと、『現行犯』以外は逮捕できません。なぜ裁判所の許可が必要でしょうか。」 ・ 憲法の自由権と令状主義について整理して説明し、板書整理する。 ・ (Q) 「逮捕されたお母さんは『容疑者』と呼ばれます。お母さんは、だいたいの容疑を認めています。この時点で有罪か無罪のどちらで扱われるのでしょうか。」 ・ (Q) 「では、誰がどのタイミングで有罪/無罪を決めるのですか。」 ・ 「推定無罪の原則」を説明し板書整理する ・ (Q) 「どうやって裁判は始まるのでしょうか。」 ・ 刑事裁判(公判)の開始の説明と板書整理(民事裁判では被害者やその関係者が訴えることはあり得るが、刑事裁判では公益の代表者という立場から検察官が裁判所に訴える=起訴する) ・ 指示する「もう一度法廷の画面を見てください。」 ・ (Q) 刑事裁判の法廷には、どういう人がどの席に出席(出廷)していますか。(列ごとに当てて自由に答えさせる) ・ 特に裁判官と裁判員(裁判員制度)、検察官、弁護人について、それぞれの裁判における役割を発問一応答形式で整理し、必要に応じて説明し、板書整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (A) 「警察の都合で勝手に逮捕したりしないように、別の立場でチェックしているから？」 ・ 説明を聞き板書を見て、ノート記入する。 ・ (A) 有罪が大半だが、一部無罪であることを主張する生徒もいる。 ・ (A) 「裁判所の判決が出たときに決まる。」 ・ 説明を聞きノート記入 ・ (A) 「警察官が裁判所に訴える?」「被害者が裁判所に訴える?」 ・ 説明を聞き、ノートに記入する ・ 法廷の画面を見る。 ・ (A) 裁判官・弁護人(弁護士という生徒が多かった) ・ 検察官・被告人(被告という生徒もいた)・傍聴人などいろいろ出てくる。まだいないかと聞いたところで、裁判員が出てくる。 ・ 各立場を、発問に答えながら整理しノート記入する。
<p>展 開</p> <p>③</p>	<p>・ 模擬裁判における役割分担決めと席替え</p> <p>・ 罪刑法定主義の確認</p> <p>・ 殺人に関する規定を調べる</p> <p>・ 殺人事件の有罪の場合の実際の判決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示する「先ほど記入したリストをもとに裁判での役割を分担します。」 ・ 画面に役割分担グループ別に席割りした座席配置図を示し、指示する。「画面の指示の通りに、裁判官と裁判員、検察官、弁護人となります。それぞれの役割をよく踏まえて、その立場で主張をしてもらいます。まずは番号順に席を移動してください。」 ・ 説明して板書整理する。「模擬裁判を始める前に、公平な判決を出すために、日本では何が犯罪とされ、どのくらいの処分となるかを法律で規定しています。この考え方を罪刑法定主義といいます。」 ・ (Q) 「犯罪とその処分について決めている最も典型的なのは何法ですか。」 ・ (Q) 「今回の事件では、お母さんの行為は、刑法に規定があるか、探しましょう。時間があれば、他にも適用できる法律があるか探しましょう。」(『ポケット六法』や刑法のコピーを配付し班別に調べるよう指示する) ・ (Q) 「どの法律の何条?」 ・ 刑法第 199 条の内容を説明して板書整理 ・ 説明する「これまでの実際の殺人事件の判決はこうなっています。次にみんなが、今回の事件を考えるための参考にしてください。」(有罪の場合の判決の実際を説明する。【死刑/無期懲役 71 人、懲役 3～30 年 859 人、懲役 3 年未満 31 人、執行猶予 66 人：最高裁資料】このとき、無期懲役・執行猶予・情状酌量なども説明する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ別に分かれて席替えして、グループ形式で着席する。 ・ 説明を聞きノート記入する。 ・ (A) 「憲法」「刑法」…。 ・ 六法などから調べる ・ (A) 「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。」 ・ (A) 「刑法の第 199 条」 ・ 説明を聞きノート記入

展 開 ③	<p>・裁判官・裁判員検 察官・弁護人それ ぞれの立場からの 主張をまとめる (個々人での検討)</p> <p>(グループ内議論)</p> <p>(全体発表)</p>	<p>・指示する「プリントの枠を利用してそれぞれ の役割の立場からグループで主張をまとめ ます。最初に記入枠にあなたの担当役を書い てください。つづいて、その立場となったあ なたの考える有罪・無罪の判定と有罪ならば その量刑、そしてその理由を書いてください。 裁判員・裁判官の人は、検察・弁護人双方か ら出てくると予想される内容を踏まえて考え てください。」</p> <p>・指示する「4人1班でそれぞれ意見を見せ 合い、もっとも説得力がある人の意見を選出 して、別のシートにまとめてください。」 (A3サイズの発表用シートに、他のグループにも見える ようペンで太く大きく書くよう指示する)</p> <p>・指示する「検察官/弁護人の立場のグループ は、各班ごとに、自分たちの主張(有罪また は無罪、有罪ならば量刑など求める処分内容) をそう判断した理由とともに説明してくださ い。」</p>	<p>・ノートに示されている資 料を見ながら、説明を聞き、 参考にする。</p> <p>・最初に個人で主張とその 根拠をまとめる。</p> <p>・グループ内で協議検討 し、代表1人分の意見を選 出する。</p> <p>・まとめた内容を、発表用 の別シートにペンで大きく 書き込む。</p> <p>・発表する/発表を聞く (検察官/弁護人グループ)自分のグル ープでまとめた意見(有罪/ 無罪、有罪ならば求める処分内容)を、ワ ークシートで示しながら発表。 (裁判官・裁判員グループ)検察官/弁護 人グループが発表した内容をよく聞き、後に発表する 判決の参考にする。</p> <p>・グループ内検討 (裁判官・裁判員グループ)検察官/弁護 人グループの発表を参考に、 判決の内容と理由を議論。</p> <p>・発表する(裁判官・裁判員役)</p> <p>・発表を聞く(検察官/弁護人役)</p>
	<p>(裁判官・裁判員役 による「判決」の検 討)</p>	<p>・指示する「裁判官・裁判員役のグループの 人は、先ほどの検察官/弁護人の主張を参考に して、よく協議して、判決をまとめてくださ い。」(判決とその理由を明確にすることを指示する。)</p> <p>・指示する 「裁判官・裁判員役の各グループは、まと めた判決とその理由を発表してください。」</p>	<p>・集中して説明を聞く。</p>
終 結 部	<p>・実際の求刑と判 決</p> <p>・次時の接続</p>	<p>・投げかける「実際の裁判における検察官や 弁護人の主張、そして判決はどうだったと思 いますか。」</p> <p>・それぞれの理由を書いた模造紙を黒板に貼 りつつ説明する。「検察官は『誰にも相談せ ず殺害に及んだことは短絡的』『犯行は悪質 で強く非難されるべき』として『懲役14年』 を求刑。」「弁護人は、『生活に困り追い詰 められた上での犯行で同情に値する。正常な精 神状態での犯行ではなかった』として『執行 猶予付きの判決』を求めた。」「そして、判決 は『何も知らされず実の母親に殺害された娘 は誠にふびん。ただ原因の全てが被告自身に あったとはいえない。身近に頼る人がおらず、 長年生活が困窮していた。強制執行により住 む場所を失うことで精神的に追い込まれ、突 発的に犯行に及んだ』として、『懲役7年』 とした。」</p> <p>・「裁判長は、判決のなかで、『原因の全てが 被告自身にあったとはいえない。』『追い込ま れていた』と指摘しています。お母さんが娘 を殺害するまでに追い込まれないような方法 はなかったのでしょうか。次時はこうした悲 しい事態を防ぐための社会の制度と課題に向 き合います。」</p>	<p>・次時は、事件が発生した 社会的な背景を探ることを 把握する。</p>

* 資料(模擬裁判で用いた素材となった新聞記事)

生活困窮：強制退去の日、娘を殺害 千葉地裁で12日判決 (毎日新聞、2015年6月)
生活に困窮して家賃を滞納し、県管住宅から強制退去させられる当日、中学2年の一人娘を殺
害したとして起訴された母親の裁判員裁判の判決が12日、千葉地方裁判所で言い渡される。別れ

た夫は借金を残した。娘の制服を買うためにヤミ金融にも手を出したが、生活保護は受けられなかった。「なぜ殺してしまったのか。誰かに相談すればよかった」。法廷で涙を流して悔いる母の言葉を、裁判員はどう受け止めたのか。

殺人罪などに問われているのはパート従業員、A被告（44）。起訴状によると2014年9月24日午前9時ごろ、県営住宅の自室でXさん（当時13歳）の首を絞めて窒息死させたとされる。

月1万2800円の家賃の滞納が約2年間続いたため、県が住宅明け渡し訴訟で勝訴、事件当日は立ち退き期限だった。午前11時ごろ、鍵を開けて立ち入った地方裁判所の執行官らが、布団の上でうつぶせになったXさんの遺体を見つけた。被告は放心状態で座り込み、Xさんの頭をなでながら4日前に撮ったビデオを見ていた。体育祭で赤い鉢巻きをして走る娘の姿が映し出されていた。「これは私の子。この鉢巻きで首を絞めちゃった。ビデオを見終わったら自分も死ぬ」と話したという。

今月8日に始まった公判で、生活の様子が明らかになった。会社員の夫は結婚当時から数百万円の借金を抱えていた。その返済や生活のために被告名義でも消費者金融から金を借りた。02年に離婚し、06年から学校給食のパートをしながら返済を続けてきたが、12年5月から家賃を払えなくなった。Xさんの中学入学直前の13年春、制服や体操着を買うためにヤミ金から7万円を借り、少なくとも5業者から違法な高金利で返済を強いられた。国民健康保険料も滞納した。パートの時給は850円、月給は7万～8万円。ただ、事件を起こした14年9月は夏休み明けだったためゼロだった。事件当時の預金残高は1963円しかなかったが、被告人質問で「市が雇っているので掛け持ちのアルバイトは無理と言われていた」と説明した。実家の土地を無断で借金の担保にしたため両親とは絶縁状態だった。友人からも借金を重ねたが、事情は話せなかった。生活保護の相談で銚子市役所を訪れたが「仕事をしているなどという理由で断られ、頼ることができなかった」という。

困窮した親子を救う手立てはなかったのか。市社会福祉課は取材に「制度の説明を聞きに来ただけだったので、詳しい事情の聞き取りはしなかった」と説明した。立ち退きを求めた県住宅課も「被告の生活状況は把握していなかった」という。「本当は私が死ぬはずだった。Xに本当に申し訳ない」。A被告は法廷で涙を流した。自分の腹を切るため、台所のテーブルの上が一番切れる包丁を用意したとも明かした。量刑以外に争いはない。

使用教材(主なもの)

- ・教科書 「高等学校 新現代社会」(第一出版社)
- ・資料集 「最新図説現社」(浜島書店)、「ポケット六法」(有斐閣)ほか刑法などが掲載された資料
- ・新聞記事 「県営住宅立ち退きの朝、娘の首を… 生活困窮、救う道は」(朝日新聞 2015.03.27)
「強制退去の朝、13歳の娘絞殺 生活苦・ヤミ金…母に懲役7年」(同 2015.06.13)
「生活困窮：強制退去の日、娘を殺害 千葉地裁で12日判決」(毎日新聞 2015.06.12)

3. 4. 授業の様子

授業を受けた生徒は第一稿(2016)と同一の集団である。授業はほぼ指導案通りに進められた。取り上げた素材が生徒にとってインパクトがあるものであったらしく、寝たり私語を始める者はおらず、新聞記事読み上げの時は生徒もしっかりと記事に目を通し、司法制度の説明のときも、このあと自分や他者が何らかの立場から役割を演じるためもあってしっかりと説明を聞いていた。また、議論過程においては、有罪無罪だけでなく量刑やその根拠についてなど真剣に議論されており、いつも以上に積極的かつ主体的に授業に取り組んでいたように見える。授業者としても生徒のモチベーションが高いことは感じ取れた。

一方で公開(研究)授業ということもあり、いつもより時間制約が厳しいなかで、模擬裁判に重点をおいた展開をとっていたため、制度の説明が概要的なものに留まり、またその過程も日頃の授業と比べてやや一方的に進めることになった。発問もいつもと比べて少なく、発問一応答プロセスのなかで生徒の理解度を確認しながら授業を進めるというようにはならなかった。

3. 5. 生徒の印象

授業を実施した2週間後に、生徒に対して、当該授業の感想を問うアンケートを実施した。アンケートは授業を受けた80人のうち、アンケート実施時の欠席者を除く78人全員から回収した。アンケートは自由記述方式とし、複数回答を可とし、それぞれの項目別々にカウ

ントした。なお、無記入回答はなかった。

表1 授業のアンケート(n=78、自由記述・複数回答可)

法や裁判の仕組みをよく理解できた	23	グループ活動はよかった	2
難しい内容だった	16	ドラマを実際に演じているようだった	2
覚えることが多かった	8	自分とは違う考えが出てきて悩むところがよい	1
たのしい興味がわいた	8	真剣に取り組むことが出来た	1
わかりやすかった	8	事件そのものを知り、気の毒だと思った	1
裁判に関わるひとの大変さがわかった	5	ドラマの裁判とは全く違うものだと痛感した	1
将来の役に立つ内容だと思った	5	覚えたことを使っての理由や説明などが必要だった	1
本当にあった事件を使って授業を進めたのがよい	4	体験型の授業はその場にいるようでよい	1
よくわからなかった	3	いろいろな立場で考えることの大切さを感じた	1
中学校の内容の復習になった	3	さらに深く勉強したいと思った	1
新しいことを知ることが出来た	2	新しい授業のスタイルだった	1
法律の厳しさがよくわかった	2	先生がおもしろかった	1

今回の授業は、実際にあった事件の裁判をもとに模擬裁判を進めることでの学びを活性化させようとしたものであり、授業の中心に模擬裁判がおかれている。このため、アンケートの回答に、模擬裁判の活動についての記述が多いことを予想していた。しかしながら、実際には、「グループ活動はよかった」(2人)、「ドラマを実際に演じているようだった」(1人)、「自分とは違う考えが出てきて悩むところがよい」(1人)、「覚えたことを使っての理由や説明などが必要だった」(1人)、「体験型の授業は、その場にいるようでよい」(1人)、「いろいろな立場で考えることの大切さを感じた」(1人)、「新しい授業のスタイルだった」(1人)と、活動自体について回答した者は少なく、「本当にあった事件を使って授業を進めたのがよい」(4人)を含めても、10人程度に留まった。

一方で、大半の生徒は、「法や裁判の仕組みをよく理解できた」(23人)、「難しい内容だった」(16人)、「覚えることが多かった」(8人)など、授業の学習内容についての回答をしており、授業時には盛り上がった模擬裁判も、授業が終わってしばらくして振り返ると、活動面での印象を記述した者よりも内容面での印象を記述した者の方が多かった。

探求型の授業の分析(2016)と比較すると、今回の模擬裁判の授業では、「難しい内容だった」(16人)、「覚えることが多かった」(8人)、「よくわからなかった」(3人)と、学習内容の定着に対して不安や不十分さを覚える生徒が多いことがわかる。もちろん、単元の性質など考慮すべき点も多いが、模擬授業実施のために、授業内容(知識)を説明する時間が通常の展開よりも短くされた分、発問一応答などの学習過程における言語活動が減り、一方的な説明が増えてしまったため、生徒の理解の確認が十分でなかったことも原因の一つであると考えられる。

3. 6. 学力の定着についての検討

3. 6. 1. 検討の方法

続いて、授業によって形成が期待される学力の定着度について、比較の基準とした第一稿(2016)と同様に、次の方法で考察した。対象生徒は第一稿と同一である。

- | | |
|---|--|
| 方 | <ul style="list-style-type: none"> ・本単元終了後約2週間後に実施(分析利用を告知し、「事後テスト」という形をとる)。 ・解答時に想定される知識の階層(詳しくは別稿(2009, 2011)を参照されたい)別に5問出題し、完全正答(O)・準正答(Δ)・誤答(X)・無答(…)別に分類して定着度を考察する。 |
| 法 | <ul style="list-style-type: none"> 完全正答とする規準は、解答と論理的に整合がとれ、正しく説明されていることとする。 準正答は解答と大まかな趣旨はあっているものの、いずれかの点で論理性に欠けたり、部分的な誤りがあったり、解答に必要な要素に不備があるなどで減点されたものとする。 誤答はそもそも解答と趣旨が異なっていたり、解答の最低条件を満たしていないものとする。 無答は解答欄に記入がないもの、消されたもの、「わかりません」と書かれたものとする。 |

- ・ 解答時間を 15 分、資料参照などは不可とし、生徒には「真剣に取り組むこと」を指示する。
- ・ 授業を受けた 80 人のうち、調査実施時に出席していた 78 名全員に解答させて、終了後に回収する。

3. 6. 2. 評価問題の作成と実施

各問題及び出題の意図、生徒の解答例及び解答の実際については以下の通りである。

■復習のための事後テスト<日本の司法制度(刑事)>

問 1 有権者の中から抽選で選ばれ、刑事裁判の審理に出席して証拠を聞き出し、裁判官と対等に議論して、被告人が有罪(とその量刑)か無罪かを判断する制度が2009年から始まった。この制度を何と言うか答えよ。

答 : 裁判員(制度)

知識の階層:「I(名称・個別的情報)」

出題の意図: 授業内で扱う基本的な語句や名称を適切に整理し理解しているか。

実際の解答: (○)裁判員、(△)なし、(×)審判、刑事せしめ、三審

解答の内訳: (○)51人(65%)、(△)0人(0%)、(×)3人(4%)、(…)24人(31%)

問 2 犯罪と刑罰の内容について規定する法律で、どのような行為にどのような刑罰が科されるのかを定めている法律の名称を答えよ。

答 : 刑(法)

知識の階層:「I(名称・個別的情報)」

出題の意図: 授業内で扱う基本的な語句や名称を適切に整理し理解しているか。

実際の解答: (○)刑、(△)なし、(×)罪状、罪刑訴訟、形、刑事訴訟

解答の内訳: (○)41人(53%)、(△)0人(0%)、(×)12人(15%)、(…)25人(32%)

問 3 日本の刑事裁判制度では「推定無罪の原則」が徹底されている。この原則はどのようなものか、簡潔に説明せよ。

答 : 刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱わなければならないとする原則。

知識の階層:「II(既有知識での解釈・分類・整理)」

出題の意図: 重要用語の意味を適切に把握・理解し、説明できているか。

実際の解答: (○)裁判で罪が決まるまでは、たとえどんなことをしていても、無罪として扱われる。裁判で有罪かどうか判決が下るまでは無罪扱いとする原則。
(△)まだ判決が出ていないときにされる原則。 / はっきりするまでは無罪にしておく。裁判で有罪が確定するまでのこと。 / 確実に犯人だと分かるまでは無罪である。
(×)被疑者が絶対犯人という証拠がない限り逮捕できないということ。
何も証拠なしに、犯罪者を有罪にはいけないという原則。
裁判制度で判断する中で、どこまでが無罪であるかのきまり。
有罪か無罪かはっきりしないときにください。
現行犯以外は刑罰がかせられない。

解答の内訳: (○)38人(49%)、(△)13人(17%)、(×)12人(15%)、(…)15人(19%)

問 4 刑事裁判に関わる「検察官」と「弁護人」の裁判上の役割の違いを、両者がはっきりとわかるようにして簡潔に説明せよ。

答 : 検察官は、犯罪が疑われる人を取り調べて裁判所に訴えるかどうか判断し、法と証拠に基づいてその責任を追及する役割を持ち、弁護人は、罪に問われている人の権利を守り、その立場を最大限に保護する役割をもつ。

知識の階層:「II(既有知識での解釈・分類・整理)」

出題の意図: 重要用語の意味を適切に把握・理解し、説明できているか。

実際の解答: (○)検察官は被告人の責任を証拠に基づいて追及し、弁護人は被告人の権利を守り、被告人を支援する。
検察官は被告人の罪を追及し厳しい刑罰を要求するが、弁護人は被告人を保護し、寄り添う立場にある。
検察官は、警察などが捜査した証拠をもとに被告を問い詰める役割で、弁護人は裁判で被告人を護る役割。
検察官は事件の内容をもっとよく調べて罪の重さを主張し、弁護人は被告人の罪を軽くしようとしたりいろんなフォローをする役割。
(△)検察官は悪いことをした人に厳しくする人、弁護人は悪いことをした人を守る人。

検察官がせめる側で、弁護人が守る側。
 検察官は被告人を悪い方に持って行く人で、罪を少しでも大きくしようとする人。
 弁護人は被告人を守る、助ける人、罪を少しでも軽くしようとする人。
 (×) 検察官は事件の内容や証拠に基づいて被告人を裁く。弁護人は被告人の権利を最大限に使って被告人を弁護する。
 検察官は判決を下す人、弁護人は被告人をフォローする人。
 検察官は法と良心に従う人で、弁護人は被告人を守る人。

解答の内訳：(○)22人(28%)、(△)30人(38%)、(×)18人(23%)、(…)8人(10%)

問5 日本国憲法では、警察官であっても、現行犯でない限りは、裁判所が発行した令状(逮捕状)がない限り、犯罪を疑われた人を逮捕することはできないと規定されている。このような決まりが定められている理由を、次の語群の中から、適切な用語を1つのみ用いて、憲法で規定されている基本的人権に着目して簡潔に説明せよ。

平等 自由 社会 請求 参政

答：警察などの捜査機関の権力の濫用を防止し、身体(人身)の自由を保障するため。

知識の階層：「Ⅲ(既有的概念を用いた推論・説明)」

出題の意図：重要用語の意味を適切に把握・理解し、説明できているか。

実際の解答：(○)身体を拘束されない権利(自由権)があるから。

現行犯ではない限り、みんな自由権という権利をもっているから、たいほできない。

令状がない限り、現行犯以外は、みんな自由権をもっているから、勝手に拘束できない。

むやみに逮捕することは、その人の自由権を侵害するから。

(△)自由権があるから。/令状がなければ言われたひとの自由にすることができるから。

(×)みんなに平等な権利があるから。

社会権によって裁判所から令状をもらわないといけないから。

罪を犯した人にも平等な権利があるから罰してはならない。

解答の内訳：(○)12人(15%)、(△)27人(35%)、(×)12人(15%)、(…)27人(35%)

問6 2015年7月大阪地方裁判所において、店舗荒らしを繰り返した男の裁判では、懲役5年6月の有罪判決が下された。この裁判では、大阪府警が男の車両の底に目立たないように取り付けていたGPS端末のデータが証拠として提出されたが、裁判所は証拠として採用しなかった。GPSは、衛星を利用して端末の位置情報を把握するシステムであり、対象者の居場所や移動経路を特定できる。なぜ裁判所は証拠として採用しなかったのか、裁判長が実際に指摘したものとして適切なものを1つ選び、記号で答えよ。

① GPSの技術は指紋やDNA鑑定のように精度が高いわけではなく、証拠としては十分ではない。

② プライバシーを侵害する重大な違法捜査であり、令状を得て適法に行う余地も多分にあった。

③ GPSが犯罪を立証する証拠としての価値がなく、判決を下す上での有力判断材料とする必要はなかった。

④ 通信会社への捜査依存が高まり、民間企業の負担が増大したり、捜査の公平さを欠く結果となかなかねない。

答：②

知識の階層：「Ⅳ(応用した推論・説明)」

出題の意図：学んだ内容を活かして、初めてみる社会的事象の背景を考察できる。

解答の内訳：① 22人(28%)、② 28人(36%)、③ 14人(18%)、④ 12人(15%)、(…)2人(3%)

3. 6. 3. 評価問題の分析と考察

授業による学力の定着をみる評価問題を問題別に比較すると次頁の図1の通りとなった。図1をみると、問3～問5は論述して解答する形式を取っており、採点ポイントが複数あるために完全な正答(○)は少ない。特に問4は「検察官」と「弁護人」の役割をそれぞれ適切に説明して比較するもの、問5は適切な用語を語群から1つのみ選択し、それを適切に利用しながら説明するものとなっている。このため、解答要素の不備や部分的な誤りがみられ、準正答(△)の答案が増えている。正答(○)・準正答(△)を合わせて見ると、半分から3分の2程度の答案は、ある程度の知識を生かして解答を試みようとしている。

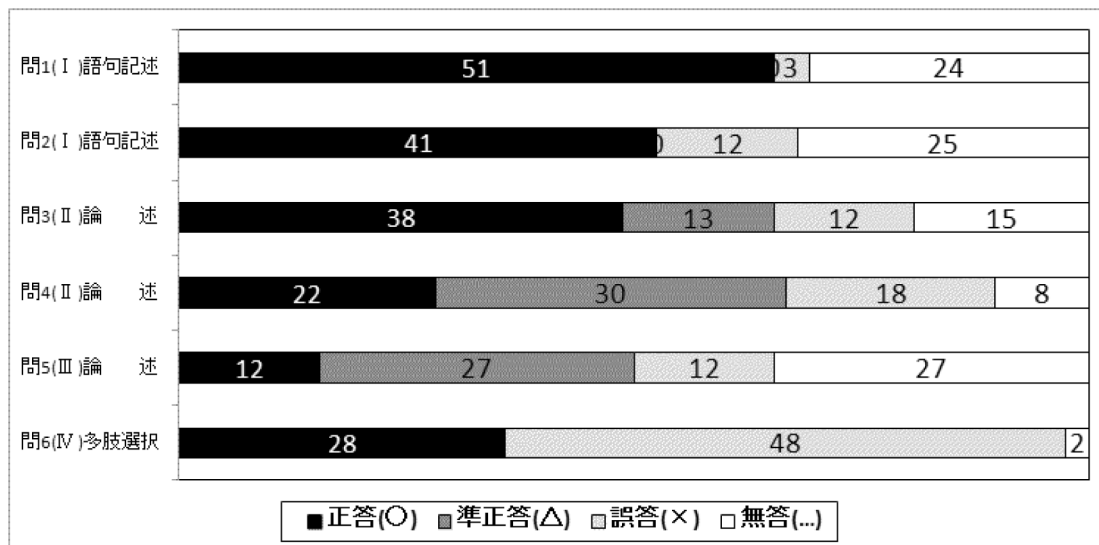


図1 設問別正誤の内訳(人)

知識階層別に見ると、正答(O)及び準正答(Δ)となった解答の割合は、おおむね問1から問5の順に低下していることがわかる。このことから、第一稿(「エネルギー問題」について探求的に授業を实践した、2016)と同様に、問われている知識の階層が高くなるほど、正答率は低下する傾向が見られる。しかしながら、第一稿(2016)と比較すると、どの知識階層の問いも、第一稿と同一集団ながら正答率(準正答率を含む)が低いことがわかる。

問題別に見ると、問1は「裁判員制度」という名称を問い、問2は、「刑法」という名称を問うている。第一稿(2016)では、問1～問2に相当する質の知識(知識階層I)を問う問題の正答率は、92%(80人中72人正解)であった。第一稿と同様に、問1～問2の両者とも、授業中で何度も使用した用語であるが、第一稿で問うた「LNG」は、授業全体を貫いて使用した用語であったのに対して、「裁判員制度」、「刑法」という用語は、授業前半の刑事司法制度の説明のときに限られ、後半の模擬裁判の過程ではほとんど使用しなかった。授業のメインであった模擬裁判の過程において、模擬裁判と十分に関連づけて使用できていなかったために、生徒の定着度が比較的低くなったものであると考えられる。問3～問4をみると、3分の2程度は正答(O)または準正答(Δ)を得ている。問3(推定無罪の原則の説明)は、中学校社会科でも学んだ内容であり、ある程度の生徒が解答できている。問4(「検察官」「弁護士」それぞれの役割を説明して違いを明らかにする)は、「弁護士」の説明はほとんどの生徒がおおむね正しく説明できていたが、「検察官」の説明は「裁判官」と混同して説明していたり、「追い詰める」「罪を重くする」などイメージや感覚で解答していた答案も多かった。授業前半部の説明部分や模擬裁判の事前説明の過程においても、検察官の役割について説明しているが、模擬裁判において「弁護士」の主張や「裁判官」の判決よりも被告人にとっては厳しい主張を展開していたこともあり、このような印象が形成されたのではないかと考えられる。また、ドラマや小説など授業以外ですでに形成されたイメージも影響しており、授業での説明が十分な知識の更新とはなっていない可能性も指摘できる。問5は、原則として令状が発行されなければ逮捕できないことの理由を説明させる問題であり、知識階層III(既有知識内での説明)を想定している。この問題の正答率が全問題のなかで最も低く、無回答率も高い。この背景には、論述形式であることや語群から適切な用語を1つのみ選択してそれを用いて説明させることなど解答で要求された条件もやや厳しいものがあることを当然無視できない。しかしながら、日本の刑事制度の大原則である令状主義については、授業の冒頭で重点的に説明している。

それにも関わらず、正答率が低いのは、前半の説明部分で強調してはいるものの、この概念を活かして授業が展開されておらず、後半部の模擬裁判ではこの概念がほとんど活用されていないことも考えられる。生徒にとっては、一通りの説明を聞き、なんとなく知ったつもりにはなっていたものの、結果的には、論理的に整理した知識として定着させることはできなかったといえる。問6は、授業では学習していない事例(大阪地裁2015年7月10日判決)について、学んだ内容をもとにしてその背景を推論して説明するものである。第一稿(2016)では同じ位置づけの問題において、同様の多肢選択方式で60%(78人中47人)が正解していたが、本問では36%(78人中28人)の正解に留まった。刑事裁判における令状主義や証拠主義の原則を思い出して解答するものであるが、裁判長は何を問題としていたかについて適切に推論できた者は限られた。

4. まとめ

単元内容の特徴や出題方法など、第一稿(2016)の結果と単純に比較することには限界もあるが、第一稿(2016)と本稿を比較した際、学習内容の定着度でみると、模擬裁判を実践したことによって、有意な効果が出たとはいえなかった。今回の実践では、限られた授業時間のなかで、模擬裁判の時間を確保するために、授業のペースを意識し、理解度を確かめやすい発問-応答過程が軽視されてしまった印象は拭えない。また、主体的活動を重視するあまり、結果として、逆に知識の定着過程が詰め込み的になってしまったり、前半部で学習した司法手続きや司法制度についての内容が、後半部では切り離されてしまい、模擬裁判では知識としてバランスよく活用されず、感覚的なイメージが強く残ったことも、体験的内容を組み入れる上での課題点となっている。筆者らは、この実践とは別に、現任校において個人研究発表やグループ研究発表、家庭科と連携した調理実習付きの体験的学習活動も試行的に実践した(2015)。これらの授業は確かに生徒の参加意欲が高いものの、生徒の学力形成を考查などで検証すると、日常的に実践している「なぜ」発問-応答による探求的な授業と差異がないか、逆に効果が低い場合も見られた。

土肥ら(2015)はディベート授業やサービスマーケティングなどを取り入れた社会参加学習などについて、「これらの授業は子どもの積極的な活動が重視されて魅力的にみえ、授業方法の精激化も進行している。しかし、これらには共通の課題がみられる。それは、社会科固有の役割である社会認識形成を必ずしも計画的に行わず、子どもの知的な成長を十分に保障するものとはなっていない」と指摘している。本稿においても、かなり念入りに計画・準備などを試みたものの、土肥らが指摘するような結果となった。

社会系教科は、「社会認識の形成を通して、市民的資質を育成する」ことを目標としている。昨今は、主権者教育の側面からも社会系教科に対する注目度は高まっているが、社会認識が十分に形成されていない限り、感覚的で曖昧な根拠をもとに意思決定が行われてしまう。社会系教科においては、まずは社会認識の成長をめざして授業を計画・実践・評価すべきである。もちろん、見た目の活性化を求めてアクティブラーニングを導入することも大切である。しかし、日常の授業において、「なぜ」「どうして」に代表される発問と、それに対する生徒の思考・回答のプロセスを計画段階から精緻化し、生徒がより論理的に思考できるよう努めることによって、授業は十分にアクティブ化され、学習内容の定着が効率的なこともある。表面的なアクティブラーニングありきの授業ではなく、まずは思考のアクティブ化を発問-応答過程のなかで工夫し、さらに社会認識の成長に効果的であると判断されたときに、必要な諸活動を取り入れるということでも十分に新課程の趣旨にもかなっているのではないかと考える。

5. 実践事例の概要

* 1 朝長千恵(長崎県立佐世保北高等学校・世界史)の実践(2013)

鉄道敷設に関する2つの資料写真を見せた上で、横断鉄道開業を喜ぶ白人たちのみを写した写真と、敷設作業に従事する中国人労働者を写した写真を見て、それぞれの写真が、どのような新聞購読層に向けて、何を伝えようとしたのかなどを議論させる授業。通常の授業では、最初の20分間で板書と説明を行い、残りの30分間は生徒がグループになってプリントの問題を解いていく形態を取る。(ベネッセコーポレーション『View21』2013年12月号、長崎県の高校地歴公民科教員や研究者などが参加する「地理歴史公民科学習会」の実践発表(2014年3月、長崎大学))

* 2 梶永隆宏(山口県立柳井高等学校・現代社会)の実践(2015)

主権者としての意識を高めることをめざした4時間の授業単元。最初の2時間では安全保障と関連法案について授業者が講義形式で説明し、3時間目は法案成立に推進・反対それぞれの立場の代表的な報道例を取り上げ、政府・与党の見解や野党の主張、憲法学者の意見などを確認している。次時(4時間目)までに各自が自宅学習を行い、「どのような時に集団的自衛権を行使するのか」「他国の領域で行使する可能性はあるのか」「安保法制は合憲か違憲か」についての論点を、自分で考えさせてまとめさせている。最終時はグループに分かれて、各生徒が法案の賛否を明らかにして議論させ、各グループの意見としてまとめた上で、発表した。模擬投票では、各生徒は最も説得力のある班に投票した。(毎日新聞「安保関連法案：山口の高校授業で模擬投票」2015年7月4日版及び朝日新聞「安保法制、高校生の賛否は？柳井高校」2015年6月25日版を参考)

* 3 例えば、岐阜県弁護士会法教育委員会が制作し、東京書籍から教材化されている「模擬裁判をやってみよう」(2013)では、どのような学校でも取り組みやすいよう、作成の経緯・指導案・シナリオ・ワークシート・Q&Aなどをセット教材化して公開している。(https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/downloadfr1/html/jsd94698.htm)

* 4 例えば、京都弁護士会では、「身近な権利の衝突-1」として「自分の権利が、他人の権利と衝突した場合、自分がとるべき行動を、自ら判断できる思考力を身につける」ことを目標とした内容など、多様な出前授業を展開している。(https://www.kyotoben.or.jp/syokai_houkyouiku_top.cfm)

6. 参考文献・資料

- ・佐長健司『社会科でディベートする子どもを育てる』明治図書(1997)
- ・森尻利明「法教育授業(模擬裁判)の実践～新しい時代にふさわしい特色ある教育活動の推進～」(平成17年度第3回「21世紀ぐんま教育賞教職員の部」)(2005)
- ・坂本美紀「アーギュメント・スキルを育成する 理科授業と評価枠組みの開発」博報財団児童教育実践についての研究助成(第6回)『研究成果論文集』(2011)
- ・豊嶋啓司「社会科のアーギュメンテーション研究：一斉授業における教師"リヴォイシング"の社会科方略的分析」日本教育方法学会『教育方法学研究(36)』(2011)
- ・文部科学省「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」の「用語集」(2012)
- ・奥村信夫「中学校社会科における生徒の思考力・判断力・表現力を高める討論学習の工夫」日本教育情報学会『年会論文集(29)』(2013)
- ・佐賀県教育センタープロジェクト研究「社会科における思考力・判断力・表現力の育成を目指した授業の在り方」(2013)
- ・ベネッセコーポレーション「充実が求められている言語活動を授業にどう取り入れるか」『View21』2013年12月号
- ・村津啓太「反論を含むアーギュメンテーションを促進するための教授方略：静電気を題材とした小学校第6学年の理科授業を通して」『理科教育学研究(54-1)』(2013)
- ・荒井眞一「アクティブラーニングの方法を取り入れた社会科授業の内容構成とその実践」(2014)
- ・田村徳至「中学校における法的思考力・判断力の育成に関する実証的研究—模擬裁判を取り入れた授業を通して—」信州大学教職研究部『教職研究(7)』2014
- ・文部科学省「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)」(2014)
- ・渡辺敦司「次の指導要領、『何を教えるか』から『何ができるようになるか』へ」Benesse『教育ニュース』(http://benesse.jp/blog/20141210/p3.html) (2014)
- ・蒼下和敬「授業をアクティブにするための試行錯誤」地理教育研究会『地理教育研究会会報(499)』(2015)
- ・土肥大次郎「社会問題に対する思考力育成を重視した中学校社会科授業の研究(1)『構造規定としての社会問題』を扱う授業の場合」長崎大学教育学部『教育実践総合センター紀要(14)』2015
- ・「令状なしでGPS捜査、違法も実刑判決 大阪地裁」日本経済新聞サイト
2015.07.10 http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG10H5O_Q5A710C1CC0000/
- ・「GPS捜査「違法」も実刑 大阪地裁、公訴棄却認めず」産経新聞『産経WEST』
2015.07.10 http://www.sankei.com/west/news/150710/wst1507100051-n1.html
- ・蒼下和敬「『アクティブ化』を追求した授業における学力形成の実践的検討(1)～科学的探求プロセスを取り入れた社会系教科授業の場合～」長崎大学教育学部『教育実践総合センター紀要(14)』(2016)